

府政経運第426号
デ社第196号
老高発1222第1号
障障発1222第1号
令和3年12月22日

各

都道府県
指定都市
中核市

 番号制度主管部（局）長、高齢者保健福祉主管部（局）長及び障害福祉主管部（局）長 殿

内閣府令和3年経済対策世帯給付金等事業担当室参事官
（公印省略）
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ参事官
（公印省略）
厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（公印省略）

子育て世帯への臨時特別給付（令和3年度補正予算分）及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金の事務に係るマイナンバー制度に基づく情報連携の特例対応への協力をお願い

今般、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和3年法律第38号）第10条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示の一部が改正され、同法の規定により、子育て世帯への臨時特別給付金（令和3年度補正予算分）及び住民税非課税世帯等臨時特別給付金（以下「本給付金」という。）が「特定公的給付」に指定されたところです（別紙参照）。

特定公的給付の事務に係る市町村民税情報のマイナンバー制度に基づく情報連携について、情報提供ネットワークシステム及び情報連携システム上は、令和4年6月のデータ標準レイアウト改版後に可能となる予定ですが、本給付金（支給認定に当たり、市町村民税情報の確認が必要。）については、事務の緊要性に鑑み、レイアウト改版及びこれに係るシステム対応が行われるまでの暫定的な措置として、下記のとおり、他の事務の事務手続を転用して情報照会を実施することが可能となる特例対応を行うこととなりました。

本給付金の支給事務に暫定的に使用する事務手続（下記1（1）及び（2））を実施されている高齢者保健福祉主管部局及び障害福祉主管部局の皆様には、一定期間、当該事務手続による情報照会を行わない対応をお願いします。

御不便をおかけしますが、何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。

また、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村への御周知方よろしく申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

1 本給付金の支給事務に使用する事務手続

本給付金の支給事務に当たっては、より多くの団体がより利便性の高い形で必要な情報を取得できるよう、使用する事務手続は次の通りとします。

- (1) 高額障害児通所給付費の支給決定（管理番号 8-107。事務手続コード JT00080000000107）

※事務名「児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」（事務コード JM01000000011000）

- (2) 福祉の措置（管理番号 41-18。事務手続コード JT00410000000018）

※事務名「老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの」（事務コード JM01000000061000）

2 本給付金の支給事務に使用する期間

令和4年1月4日から令和4年12月31日まで

3 2の期間における本来業務に係る照会等

上記期間中においては、マイナンバー制度の情報連携における1（1）及び（2）の事務手続は本給付金の支給事務のために転用することから、両事務手続による情報照会を行わない対応をお願いします。このため、この間、両事務手続に必要となる転入者等の市町村民税情報の取得に当たっては、公用照会（個別に関係機関に照会）するなどの対応をお願いします。

4 開示請求の対応

2の期間においては、1（1）及び（2）の事務手続は本給付金の支給事務に使用することから、情報提供等記録開示システム（マイナポータル）におけるやりとり履歴の画面において、2の期間における情報照会・提供であって1（1）又は（2）の事務手続名・事務名と表示されているものについては、特定公的給付の支給をするための基礎とする情報の管理の事務手続（事務は「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの」）に係る情報照会・提供である旨を明示することとしています。

地方公共団体に開示請求があった場合においても、上記と同様の旨を明示していただくようお願いいたします。